

関係法令抜粋

○ 学校保健安全法（抄）（昭和三十二年法律第五十六号）

（保健所との連絡）

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○ 学校保健安全法施行令（抄）（昭和三十二年政令第百七十四号）

（保健所と連絡すべき場合）

第五条 法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十九条の規定による出席停止が行われた場合
- 二 法第二十条の規定による学校の休業を行った場合

（出席停止の指示）

第六条 校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）

第七条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めると

ころにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

○ 学校保健安全法施行規則（抄）（昭和三十三年文部省令第十八号）

（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一～三（略）

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二～三（略）

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

（出席停止の報告事項）

第二十条 令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

一 学校の名称

二 出席を停止させた理由及び期間

三 出席停止を指示した年月日

四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数

五 その他参考となる事項

（感染症の予防に関する細目）

第二十一条 校長は、学校内において、感染症にかかっている、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。

3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(抄)(平成二十四年法律第三十一号)

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条

1～6(略)

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

8(略)

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

二 新型インフルエンザ等緊急事態措置(第四十六条の規定による措置を除く。)を

実施すべき区域

三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要（市町村対策本部長の権限）

2～6（略）

（市町村対策本部長の権限）

第三十六条

1～5（略）

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7（略）

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条

1（略）

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4（略）

## 新型コロナウイルス感染症対策において留意すべき6つの観点

### I 基本的な感染症対策を徹底する。

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みを、誰もが実施できるようにする。

### II 3つの密を避けることに留意する。

クラスター発生を防止するため、リスクが高くなる3つの密を避けるよう工夫を行う。  
3つの密:「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」

### III 校内の保健管理体制を整備する。

学校三師等と連携した保健管理体制を整備し、児童生徒等の健康観察や、教室及びトイレ等の環境整備を適切に実施する。

### IV 日頃の連絡体制を構築する。

発熱や風邪症状等の健康状態の把握や健康管理について、家庭等と適切に連携できるように、あらかじめ連絡体制を構築しておく。

### V 心の健康問題に適切に対応できる体制を構築する。

学習に対する不安や、新型コロナウイルス感染症に対する不安等を抱える児童生徒等の状況を把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアを適切に実施できる体制を構築しておく。

### VI 新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別を生起させない体制を整備する。

特定の国や地域に対する偏見、感染者や濃厚接触者とその家族、また、治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、正しい知識に基づいた指導を行うことなどを通じて、偏見や差別が生じないよう十分に留意すること。また、マスクの入手が困難なため着用出来ないといった児童生徒等への心無い発言や新型コロナウイルス感染症ではないかと揶揄するようなことが生起しないよう指導する。

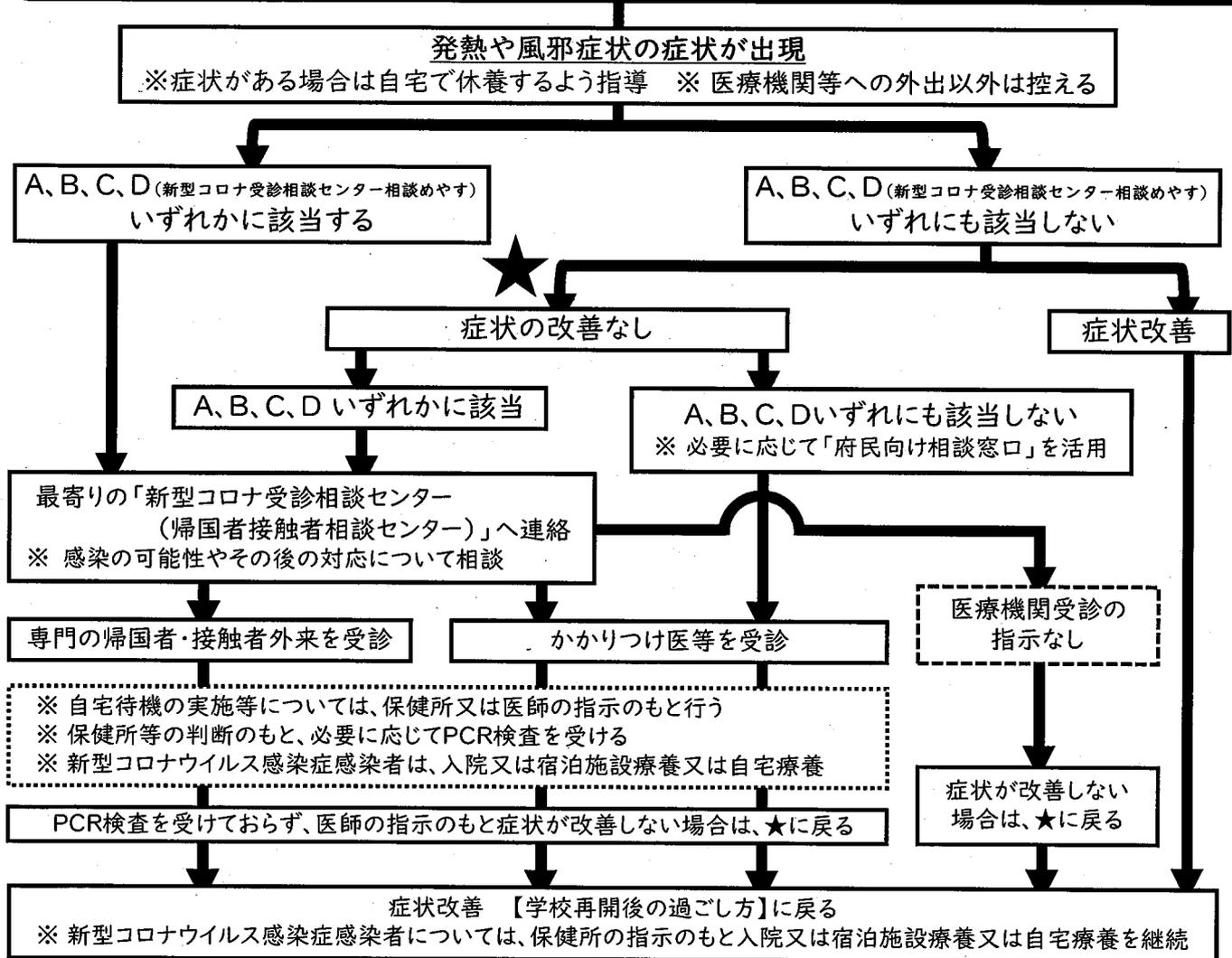
感染者が確認された場合は、個人が特定されることが無いよう十分に配慮するとともに、SNS等で不用意な発言の発信をしないよう指導する。

# 症状がある場合の対応

資料3

## 【学校再開後の過ごし方】

- 日常生活において、3つの密（以下のような場所や場面、イベントや集会等への参加）を避けましょう。
    - ① 換気の悪い密閉空間
    - ② 多数が集まる密集場所
    - ③ 間近で会話や発声する密接場面
  - 毎日、自分の健康状態を確認しましょう。登校する際には、登校前に自宅にて健康観察を実施してください。
  - 咳エチケットや手洗い等の感染症対策を実施してください。
  - 免疫力を低下させないように努めてください。
- 規則正しい生活を心がけ、無理せず、しっかりと睡眠をとり栄養のある食事をとるよう気を付けましょう。



## 『新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）』について

【相談のめやす】 医療対策課HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html>

### <すぐに相談>

- A. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかある場合
- B. 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
  - ※重症化しやすい方とは... 高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方  
透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- C. 妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 [念のため、早めに相談してください]

### <症状が4日以上続くときは必ず相談>

- D. 上記A、B、C以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合
  - \*強い症状や解熱剤を飲み続けている方はすぐに相談

※上記のA,B,C,Dに当てはまらないが、現在の症状に不安がある場合は、「府民向け相談窓口」をご活用ください。  
 ※上記A,B,C,Dの「相談のめやす」については、変更される可能性があるため、最新の情報でご対応ください。

# 大阪府「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う相談窓口について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html> ※ 番号にお間違えの無いようご注意ください

## ○ 府民向け相談窓口

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、府民の皆様からの健康相談に応えるための電話相談窓口

【相談窓口】 専用電話 06-6944-8197 ファクシミリ 06-6944-7579  
 【受付時間】 午前9時から午後6時まで (土曜・日曜・祝日も対応)

## ○ 新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）

【相談のめやす】

<すぐに相談>

- A. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかある場合
- B. 重症化しやすい方【※】で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合  
 ※ 重症化しやすい方とは... 高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方  
 透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- C. 妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 [念のため、早めに相談してください]

<症状が4日以上続くときは必ず相談>

- D. 上記A、B、C以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合  
 \* 強い症状や解熱剤を飲み続けている方はすぐに相談

【相談窓口】 下表参照 ※ 電話番号が変更される場合があります。最新の情報をご確認ください。

<新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）一覧> ※ 土日祝を含めた終日つながります

センター名	電話番号	FAX	センター名	電話番号	FAX
大阪府池田保健所	06-7166-9911	06-6944-7579	大阪市保健所	06-6647-0641	06-6647-1029
大阪府茨木保健所			堺市保健所	072-228-0239	072-222-9876
大阪府守口保健所			高槻市保健所	072-661-9335	072-661-1800
大阪府四條畷保健所			東大阪市保健所	072-963-9393	072-960-3809
大阪府藤井寺保健所			豊中市保健所	06-6151-2603	06-6152-7328
大阪府富田林保健所			枚方市健康部	072-841-1326	072-841-5711
大阪府和泉保健所			八尾市保健所	072-994-0668	072-922-4965
大阪府岸和田保健所			寝屋川市保健所	072-829-8455	072-838-1152
大阪府泉佐野保健所			吹田市保健所	06-7178-1370	06-6339-2058

※令和2年5月11日時点

## 《新型コロナウイルス感染症の疑いにより受診する際の留意点》

- 「相談のめやす」に該当する場合は、学校に連絡するとともに、最寄りの「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」に連絡し、感染の可能性やその後の対応（対応可能な病院等）について、相談及び確認を行ってください。
  - 専門の帰国者・接触者外来を受診する際には、事前に医療機関に連絡し、受診の方法について確認し、他の人との接触（公共交通機関の利用等）を避け、マスクを着用して受診してください。
  - 医療機関から新型コロナウイルス感染症（疑い含む）と診断された場合は速やかに学校に連絡してください。
- ※ 保健所（医師含む）から「自宅待機」を要請された場合や、PCR検査を受けることとなった場合等も、学校へ連絡ください。

## ○ 大阪府こころのほっとライン新型コロナ専用（LINE）

新型コロナウイルス感染症に関する不安やストレスなど、こころの健康に関する相談に応えるための、LINEを活用したSNS相談窓口

【相談受付日時】 毎週水曜日、土曜日、日曜日

17:30~22:30 (ただし、新たな相談の受付は22:00まで)

※ 上記QRコードから友だち登録を！！





## ◇ 体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点 ◇

## ◆ 全般における留意点

ア 学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、保護者に対して以下の留意点を周知し理解を得ておく。

- ・ 登校前に健康観察（発熱や風邪症状の確認）を実施することについて。
- ・ 発熱や風邪症状が認められる場合は、登校せず自宅にて休養させることについて。
- ・ 学校にて発熱や風邪症状を確認した際には、速やかに帰宅させる対応をとることについて。
- ・ 学校からの連絡が常にとれる体制を整えていただくことについて。
- ・ 迎えにきていただくなど協力をお願いすることがあることについて。

※ ホームページやメールマガジンを活用して周知する方法等も考えられる。

イ 保護者へスムーズに連絡が取れるよう、複数の緊急連絡先を把握しておく。

ウ 児童生徒等の健康状態への対応については、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備する。

なお、養護教諭は児童生徒等の基礎疾患等の情報を把握し、全教職員で共有しておくこと。

エ 登校前に検温等を行えなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に職員室等に入室するよう指導し健康観察を行うとともに、発熱や風邪症状がある場合は速やかに帰宅させる。

## ◆ 登校後、発熱や風邪症状の体調不良者を把握した場合の留意点

オ 保護者連絡等を行う間など、当該児童生徒等を待機させる際には、他者との接触を極力避けられる部屋を用意し対応する。

- ・ 保健室は、基礎疾患等への対応や外科的処置等が必要な児童生徒等が利用するため、保健室以外の別室を設定すること。
- ・ 全教職員で連携し対応できる体制を整えること。

カ 速やかに当該児童生徒等を帰宅させる。

- ・ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、保護者等に連絡し迎えに来てもらうようお願いをすること。状況に応じて、当該児童生徒等のみで帰宅させる際には、帰宅後に当該児童生徒等から学校へ連絡するよう指導し、帰宅したことを確認すること。
- ・ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、管理職等に連絡し校内で共有すること。
- ・ 当該児童生徒等に対して、改めてマスクの着用を徹底させること。
- ・ 帰宅する際に電車やバス等を利用する場合は、当該児童生徒等に対して、乗車中に極力声を発しないよう指導すること。

キ 待機場所の環境について、以下の内容に留意する。

- ・ 2方向の窓等を開け、換気をおこなうこと。
- ・ 使用後に次亜塩素酸ナトリウム等の消毒液にて、使用した椅子や机等の消毒を行うこと。

※ 長時間の待機を想定していないため、待機場所にベッド等を用意する必要は必ずしもない。

ク 当該児童生徒等に対応する教職員は、必ずマスクを着用し、対応の前後に十分な手洗いを行うこと。当該児童生徒等についても同様とする。

ケ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、帰宅後の健康状態に留意するよう指導するとともに、健康状態の悪化時に適切に対応できるよう指導する。

## ◆ 汚染された可能性のあるものへの対応に関する留意点

### コ 手で触れる共有部分について

- ・手袋とマスクを着用し、薄めた塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きを行う。

### サ 衣服やリネン等について

- ・一般的な洗剤で洗濯した後、完全に乾かす。その際、必ず手袋とマスクを着用する。

### シ ゴミの取扱いについて

- ・外科的処置後の廃棄物や、鼻をかんだティッシュ等はすぐにビニール袋に入れ、密閉して捨てる。ゴミを取扱った後には、十分な手洗いをを行う。

## ◆ その他

### ス 保健教育（個別指導含む）について

必要に応じて、ホームページや保健だより等を活用し家や公共の場での過ごし方について指導する。

〈参考URL〉厚生労働省HP

○ 家庭内でご注意いただきたいこと <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

○ 「密閉」「密集」「密接」しない！ <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000623145.jpg>

### セ 平時の保健室での対応について

基礎疾患等への対応や個人の疾患管理、外科的処置等を行う際には以下の内容について留意する。

- ・間隔（1～2 m）をあけた配席で待機させること。
- ・2方向の窓等を開け、換気を行うこと。

※ 個人の疾患管理…喘息の吸入、血糖値の測定等に対する場所の提供や応急処置等

## 校舎等の消毒について

### ◆ 消毒する箇所

教室・トイレなど児童生徒等が利用する場所うち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアの取手、手すり、スイッチなど）。

### ◆ 薬品の種類

- 次亜塩素酸ナトリウム（塩素系消毒薬 例：ハイターやブリーチ等）
- アルコール消毒液

#### 次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意点

《作り方》 塩素濃度 0.05～0.5%の希釈液を作成する。（目安となる濃度は 0.05%です）

製品濃度	原液の量	水量	希釈液の塩素濃度
5%	2.5 mL（漂白剤のキャップ約1杯）	2L	約0.06%
6%	2.5 mL（漂白剤のキャップ約1杯）	3L	約0.05%
6%	1.2～1.3 mL（漂白剤のキャップ約1/2杯）	1L	約0.08%

[計算式] 製品濃度%×原液の量÷水量＝塩素濃度

#### 《使用時の注意》

- ・製品の取扱いの注意を必ず確認してから使用する。
- ・十分に換気をおこない、家庭用ゴム手袋（手指を保護するもの）やマスク（呼吸器を覆うもの）等を着用の上使用する。
- ・ペーパータオル等に十分に消毒液を含ませ清掃を行った後、水拭きを行う。金属腐食性があるため、金属部分を消毒する際は特に注意してふき取る。
- ・作り置きは効果が低下します。なるべく使用直前に作ったものを使用する。  
※ 作った消毒液を一時的に保管する場合は、誤って飲むことがないように、消毒液であることを、はっきり明記して、児童生徒等が触れない場所かつ、日光の当たらない場所で保管しましょう。
- ・他の薬品と絶対に混ぜない。混ぜたものによっては有毒ガスが発生します。
- ・手指消毒としては絶対に使用しない。ものに付着したウイルスの消毒用として使用する。

#### アルコール消毒液を使用する際の注意点

ペーパータオルやティッシュ等に十分に消毒液を含ませ清掃を行う。

## 新型コロナウイルス感染症にかかる府立支援学校における教育活動の再開 についての留意事項（令和2年5月21日時点）より抜粋

### 【Ⅲ 児童生徒等の指導時】

#### 2 通常の教育活動等に関して

##### (1) 集団指導の体制

- ① 可能な限り、少人数での活動になるよう工夫する。
- ② 同じグループであっても、教室内で離れて、更に個別のグループを設定する等の検討を行う。
- ③ 1人の児童生徒等に関わる教職員等を極力限定できるよう、各学校の実情に応じたグルーピングを行う（複数学年や、学部での縦割りグループの見直し等）。

##### (2) 座席の工夫

- ① 可能な限り対面を避け、児童生徒等の後方・横側からの指導・支援とする等の飛沫感染防止に努める。

##### (3) 身体介助時の工夫

- ① 飛沫感染防止のため、適度な距離を保つことは言うまでもないが、身体介助の場面では、児童生徒等と接触することがあるため、状況（活動内容、時間、児童生徒等の障がいの状況等）に応じて、適切に個人防護具を利用する。

##### 【個人防護具】

- ・ 口・鼻の粘膜が汚染されそうとき → マスク
- ・ 衣服が汚染されそうとき → 防護服（ガウン、エプロン、雨合羽等）＊袖のあるものが望ましい
- ・ 飛沫が目に入りそうとき → アイシールド、ゴーグル等
- ・ 顔、目、口、鼻の粘膜が汚染されそうとき → フェイスシールド
- ・ 湿性物質に触る可能性があるとき → 手袋（個人の対応時）

＊複数の児童生徒等に対応する場合は、手袋を利用せず、その都度、手指消毒する。

- ② 感染リスクの高い手のひらや指ではなく手首、肩、体幹等を支持して行うことが望ましい。

＊特に、手首を支持する際には、無理やり引っ張っている等の誤解が生じないよう、保護者等に予め感染防止の為の対応であることを説明し、承諾を得ておく。

##### (4) 授業等における活動内容の工夫

- ① 他の児童生徒等との身体接触が少なくなるよう授業を計画する。
- ② 飛沫が飛ぶような内容（大声を出す、息があがるような激しい運動等）は避ける。
- ③ 手に触れる教材・教具は可能な限り共有せず、個人ごとに使用できるようにする。共有する場合には、児童生徒等の手洗いを徹底するとともに、共有する教材・教具を消毒して使用する。（例：図画工作、美術での筆・絵具・マジック、音楽の楽器等）
- ④ 各教科における工夫の例
  - ・ 音楽は打楽器演奏や鑑賞を行う。
  - ・ 体育は身体接触のない個人種目を取扱う。（家でもできるよう、ヨガ・縄跳び等）

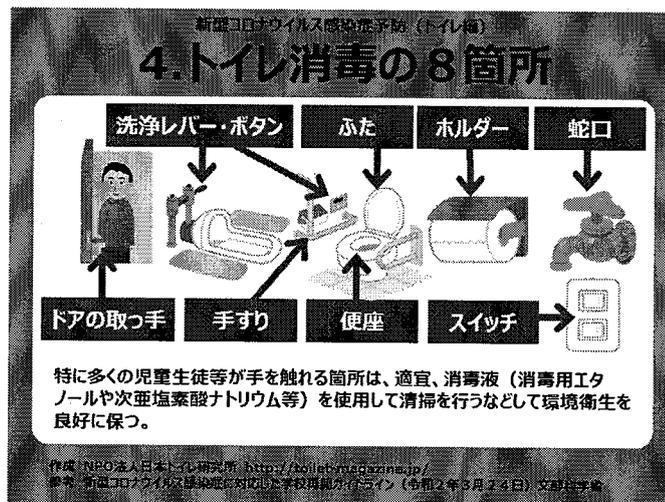
- ・ 家庭科は、当面の間、調理実習は実施せず、消費者教育や食に関する指導（食事の重要性等）、裁縫（マスク等の作成）を行う等、内容を工夫する。

⑤ 自立活動における工夫

指導内容によっては、“近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等の対応がとれない場合”又は“教職員と児童生徒等の接触や児童生徒等同志の接触が不可欠な場合”等があるが、自立活動は児童生徒等において必要不可欠な教育活動であることから、保護者と相談のうえ、指導内容や指導方法の見直しや一層の感染症対策を講じたうえで指導を行う等、柔軟に対応する。

(5) トイレ介助

- ① おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、エプロン等を着用する。
- ② おむつ等の廃棄は、蓋のあるごみ箱に入れる。  
\*ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。  
(使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で消毒を行う。)
- ③ トイレを同時に使用する人数を制限する（できれば児童生徒等一人ずつとし、密集を避ける）。
- ④ 換気扇を常時回す等、トイレを換気する。可能な限り2方向の風の通りを確保する。
- ⑤ トイレの消毒方法（右図参照）



(6) 歯磨き指導

- ① 歯みがき介助、口腔のケアについては、保護者と十分に相談したうえで、調整が可能な場合は学校内での実施は控え、感染リスクの軽減に努める。

**【IV 医ケア児への対策及び医ケア実施時の対策】**

医療的ケアが必要な児童生徒等については、日頃の感染症対策を適切に行うことに加え、登校再開に向けた、主治医の見解をふまえ、保護者と十分に相談したうえで、**必要最低限の医療的ケアの実施**となるよう配慮することで、学校内での感染リスクの軽減に努める。

**1 基本的な考え方**

(1) 登校時の体調把握の徹底

登校時の健康観察において体調を記録し、後日の振り返りにおいても確認できる体制をとる。

(2) 校内の環境及び体制整備

- ① 校内の医療的ケアにかかる消耗品等（教員用マスク、消毒用エタノール、手袋、ガーゼ等）の在庫状況を把握しておく。
- ② 医療的ケア実施の際には、特に以下の感染予防策を徹底する。
  - ・ 医療的ケア実施前後の手洗いの実施。
  - ・ 定期的な換気を行うにあたっては、児童生徒等の体温が下がらないよう、衣服等で体温の調節を行う。

- ・ 分泌物（痰、唾液や鼻汁等）を拭く頻度が高い児童生徒等に対応する場合は、医療的ケアの実施者を限定し、多数の者が対応しない体制とすることが望ましい。
- ・ 医療的ケア実施者が体調不良を呈した場合、当該実施者は医療的ケアの実施を中止し、直ちに管理職に報告して、その後の行動（勤務継続、早退等）について確認する。
- ・ 医療的ケア実施時に分泌物が衣服に付着した場合には、直ちに更衣する。（教職員も児童生徒等も）
- ・ 装着した手袋を外す場合には、外側に触れないよう注意する。
- ・ 学校が所有しているパルスオキシメーターを複数の児童生徒等に使用する場合は、その都度、機器の消毒を行う。
- ・ 状況に応じて、个人防护具を検討する。

### （3）主治医及び保護者との連携

- ① 主治医及び保護者から情報を得て、リスクの高い児童生徒等を把握する（体質的な易感染性、呼吸機能低下、ステロイド薬や免疫抑制剤の使用等）。
- ② 登校に際して、特に注意すべき点等について、主治医に確認するよう保護者に依頼する。
- ③ 特に基礎的な疾患のある児童生徒等の場合、感染リスクが存在することを保護者に丁寧に説明し、『無理な登校はしないこと』を伝える。
- ④ 今後、消耗品等が不足する可能性があり、その場合は代替の方法を相談することを保護者に伝えておく。
- ⑤ 三次救急医療を担う府内の一部の医療機関が救急患者の受入れを停止したり、一部制限したりしていた状況を踏まえ、緊急時の対応について、再度、保護者に確認しておく。

### （4）学校医との連携

- ① 当該児童生徒等の個別に留意すべき事項について、学校医に相談し、保護者とも共有しておく。
- ② 学校医や関係医療機関と連携を密にし、体調に異変がある場合や学校生活の判断が困難な場合等に相談・協力できる体制を整備する。

### （5）給食時の介助 \* 食事の際は分泌物が多くなるので、より慎重な対応が必要。

給食時に介助が必要な場合は、介助の合間に介助者が食事をすることは避け、マスクを外さず、介助に専念する。

### （6）健康観察

医療的ケアを必要とする児童生徒等の健康観察においては、顔色や唇、口腔周囲の状態（チアノーゼや排痰等）から体調を把握することがあること、また、マスク着用により息苦しさを呈することがあること等から、マスク着用については、口元を覆う透明のガードを代替使用する等、保護者と十分相談する。

## 2 実施行為ごとの具体的な実施体制

### （1）吸引（口腔・鼻腔内・気管カニューレ内）

- ① 吸引は、飛沫が発生することから、教室内（もしくは別室）に実施スペースを設ける。

- ② 吸引を行う場合は、実施者を限定することを基本とする。
- ③ マスク、手袋は必ず着用する。防護服、フェイスシールド等を着用することが望ましいが、防護具の使用については、児童生徒等の実態（むせこみ、咳込み等の有無）から感染のリスクを判断し、個々に対応する。
- ④ 使用後の手袋は裏返しにし、蓋つきのごみ箱（もしくは密閉できるもの）に廃棄する。
- ⑤ 防護服を使用する場合は、該当の児童生徒等専用とし、使用後はハンガーにかけるとして、人が触れることのないようにしておく（可能であれば、使用後は風通しの良い場所に干す、又は日のあたる場所に干す）。
- ⑥ フェイスシールド（またはアイシールド、ゴーグル等）を使用する場合は、ケアごとに新しいものを使用するか、ケアごとに次亜塩素酸ナトリウム等による消毒を行う。
- ⑦ 吸引で使用した防護服は、素材に応じて学校内で洗濯または消毒、あるいは、その両方を行う。

## （2）経管栄養

- ① 経管栄養を行うことで、口腔・鼻腔・気管カニューレ内の喀痰等分泌物が増加することが予測されることから、各児童生徒等の主治医の見解をふまえ、保護者と十分に相談したうえで、感染リスクの軽減に努める。
- ② 経管栄養を行う場合は、感染リスクをおさえるため、教室内（もしくは別室）に実施スペースを設けることが望ましい。
- ③ 経管栄養を行う場合は、可能な限り実施者を限定する。
- ④ マスク、手袋は必ず装着する。その他の个人防护具の使用については、児童生徒等の実態（分泌物の有無等）から感染のリスクを判断し、個々に対応する。

## （3）吸入

- ① 吸入を行うことで、飛沫が発生することから、各児童生徒等の主治医の見解をふまえ、保護者と十分に相談したうえで、調整が可能な場合は、学校内での吸入は控え、感染リスクの軽減に努める。
- ② どうしても吸入が必要な場合は、吸引スペースを設けて実施する。
- ③ 吸入器の継続的な保持が必要な場合（生食水の吸入により排痰を促す等）は、フェイスシールド（もしくはゴーグル等）及び防護服を着用する。

## （4）その他のケア

主治医の意見をふまえ、保護者と十分に相談したうえで、感染防止対策を講じて実施する。

## （5）医療的ケア器材の取扱い

- ① 血液・体液・分泌物・排泄物等で汚染した使用済み器材は、皮膚・衣服・他の環境を汚染しないよう取り扱う。
- ② 血液・体液・分泌物・排泄物等で汚染した器材を取扱う時は、手袋やエプロン等个人防护具を装着する。
- ③ 再使用可能な器材は、次のケアに安全に使用できるように、適切な洗浄・消毒・滅菌方法を選択し、確実に処理をしてから使用する。
- ④ 使い捨ての物品は適切に廃棄する。
- ⑤ 汚染された器材や環境に接触した後は手指衛生の励行に努める。

# 登校開始後（休業中の登校も含む）の児童生徒・保護者のケアのために

大阪府教育庁 小中学校課 令和2年4月

## はじめに

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、府内全域の学校では、臨時休業措置となり、家庭及び児童生徒の日常生活が大きく変わる事態となりました。世界全体が不安にさらされる中、子どもたちのこころや体にも影響が出ていると考えられます。登校再開後、児童生徒が安心・安全に学校生活を送るための留意点をまとめました。

## 休業期間中の児童生徒の状況 と 登校開始後に想定されるリスク

休業期間中の児童生徒は現在、このような状況にあることも予想されます。

外出や友だちと遊ぶことができない等満足な活動ができずストレスを抱えている。

社会全体のウイルス感染の状況を報道等の影響を受け、本人も保護者も不安を感じている。

睡眠や食事等の基本的な生活習慣に乱れが生じ、学習習慣や運動する機会が失われている。

家庭で過ごす時間が増える中で、テレビやインターネット、ゲームへの依存傾向が高くなっている。

友人との接触やコミュニケーションが制限される中で、友人関係の維持に不安を覚えている。

保護者が仕事に出て、家に一人であることが多く、寂しい思いをしたり、食事が満足に摂れない状況がある。また保護者の収入が不安定になり、生活が困窮している。

在宅勤務等、保護者の働き方が変わり、保護者との関係や、家庭内での保護者からの暴言・暴力・面前DVなどの虐待に悩んでいる。

## 登校再開後に…

朝起きられない、体調不良、無気力等の理由で、遅刻や欠席がくりかえされ、不登校状態になっていく。

腹痛・頭痛や不眠、食欲不振、退行、うつ、がんばりすぎる等の症状が、心や体、行動に現れる。

教室や体育館等、大勢の人がいる場所に入出入りできないと訴えるようになる。

対人トラブルや暴力行為等が増加する。校内外での問題行動や非行、不良行為が増加する。

感染者やその疑いのある人に対するからかい・中傷などの発言やいじめ(ネット上も含む)が増加する。

授業中に集中できない児童生徒が増加する。校内での怪我が増加する。

**上記のようなことが、どの学校でも、どの子にもおこる可能性があります**

## 児童生徒・保護者のケアを適切に行うために学校ができること

☆児童生徒が登校する前に、これらのことを必ず行っておきましょう

### 感染予防のための環境づくり

- ・学校環境の整備や児童生徒への指導  
校内施設の確認、健康観察  
換気や手洗い・咳エチケットの徹底等
- ・感染者が確認された場合の対応  
→文部科学省「教育活動等の再開に関する Q&A」、大阪府教育庁「臨時休業中の登校に関するガイドライン」参照

### 配慮が必要な児童生徒への対応

- ・リスクが高い児童生徒の状況把握
- ・そのうち、個別対応が必要な児童について、SC、SSW と連携し、具体的な支援方策の共有や役割分担を行うケース会議をもつ。

### 児童生徒への声かけ等についての確認

- ・児童生徒がみせる言動やサインに対し、教員がどのように寄り添うか、また気を付ける点(話の聞き方、声かけの仕方、教室等で話す内容等)について、SC 等専門家の助言を受ける。

### 生徒指導事案や各種相談に対応する連絡体制・チーム支援開始のフローチャートの確認

- ・いじめや問題行動、非行等がおきた場合の対応  
臨時休校中におきた事案への対応も想定する
- ・児童生徒、保護者、教員から感染に対する不安等の相談があった場合の対応
- ・児童生徒に気になる兆候が見られる場合の対応  
腹痛、頭痛、不眠、食欲不振等の身体症状  
無気力、集中力低下、退行等の精神症状、  
ふざける、落ち着かない等、普段見られない行動  
不定愁訴、継続的・断続的な遅刻や欠席 等

以下の点を必ず確認しましょう

- こどもの不安を理解した上での具体的な対応方法  
(例：ふざけている行為に対しては、落ち着いた口調でその行為がだめなことをはっきりと伝える 等)
- どのような情報を伝えるのか
- 誰(どこ)に報告し、誰(どこ)が意思決定するのか
- 家庭との連絡方法や個別支援の方法
- 学童保育、子ども家庭センター、福祉部局等関係機関や SC・SSW 等の専門家との連携方法

☆登校開始時には、これらのことを必ず行いましょう

## 児童生徒・保護者に、学校が安心・安全な場所であることを発信しましょう

- ・集会や教室での講話で、学校の感染予防策を説明し、学校が安心・安全な場所であること、またコロナウイルスとは何か、自分の身を守るためにどうすればよいかを伝えて、児童生徒と教職員全員で確認しましょう。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭等から、児童生徒に対し、こころや体におこるストレス反応やその対処法、また学校の教育相談体制について説明するなどして、いつでも、何でも相談できることを、児童生徒に伝えましょう。登校開始後の不安や悩み等を把握するためにも、生活アンケートの実施も検討しましょう。
- ・保護者に対しても児童生徒に伝えたことをお知らせの配付等で周知しましょう。その際、児童生徒の変化に対する対処法、学校の相談体制、各種相談窓口等も周知しましょう。また、今後も感染症対応等について定期的に情報提供する旨も伝え、保護者の不安を軽減するよう努めましょう。

※配付用資料や指導用資料は、別添資料等を参考にしてください。

## 児童生徒の状況を教職員全体で共有する機会をもちましょう

- ・登校開始当初はできるだけ毎日、情報共有を行いましょ。単に情報共有を行うだけでなく、生徒指導担当や養護教諭、SC や SSW 等の専門家の意見を求め、定期的に学校全体の方針も確認しましょう。
- ・クラスごとに気になる子のリストを作成するなど、少ない負担で効果的に情報共有できるよう工夫しましょう。

## 事案等があった場合は、迅速にチーム対応を進めましょう

- ・事案、児童生徒や教員の感染、児童生徒の気になる言動等を把握したら、事前確認した流れに基づいて対応を進めましょう。一人で「これぐらいなら大丈夫」などと判断せず、必ず複数で情報を共有しましょう。
- ・想定外の事態で、対応に悩むことは当然です。教員自身が自分のメンタルヘルスを常にチェックし、教員間で助け合って対応するとともに、対応がわからない時はためらわず専門家等に相談しましょう。

メニュー  
 幼児・児童・生徒・保護者のみなさんへ  
 ース  
 クールカウンセラーからのメッセージ (多言語版Q)

◆ 新着情報  
 ▶ 2020年5月15日 家庭学習(かてい)がくしゅう  
 ▶ 2020年5月15日 家庭学習(かてい)がくしゅう  
 ▶ 2020年5月15日 家庭学習(かてい)がくしゅう  
 ▶ 2020年5月14日 家庭学習(かてい)がくしゅう  
 ▶ 2020年5月14日 家庭学習(かてい)がくしゅう

★多言語(たげんご)による家庭学習

★家庭学習用動画(かてい)がくしゅう

かてい)がくしゅうようどうが	Video for		
供家庭学習用動画	Видео домашнего обучения	가정학습용 동영상 등	วิดีโอการศึกษานานาชาติ
video untuk pembelajaran di rumah	视频学习资源		

★「多言語算数(たげんごさんすう)コンテンツ」(京都教育大学外国人の子どもの教育を考える会) (外部リンク)

じぶんのくにのことばで がくしゅうしよう!  
 わからないときは You Tube で おしえてくれます。  
 がくしゅうのほかにも、がっこうせいかつや  
 しょうらいのことについて かかれています。  
 ひだりの QR コードから ホームページをみてください。

このページは→



げんご	URL	QR コード
やさしい日本語	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-nihongo.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-nihongo.html</a>	
英語 English	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-eng.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-eng.html</a>	
ポルトガル語 Português	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-pol.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-pol.html</a>	
ベトナム語 Tiếng Việt	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-vet.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-vet.html</a>	
中国語 中文	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-chu.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-chu.html</a>	
ロシア語 русский	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-rosia.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-rosia.html</a>	
韓国・朝鮮語 한글	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-kankoku.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-kankoku.html</a>	
タイ語 ไทย	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-tai.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-tai.html</a>	
マレー語 Bahasa Melayu	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-maly.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-maly.html</a>	
クメール語 ខ្មែរ	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-kmer.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/kateigakusyu-kmer.html</a>	

※上記(じょうき)の言語(げんご)ごとの翻訳(ほんやく)については大阪(おおさか)大学(だいがく)・人間(にんげん)科学(かがく)研究科(けんきゅうか)及(およ)び言語(げんご)文化(ぶんか)研究科(けんきゅうか)を始めとする学生(がくせい)・大学(だいがく)院生(いんせい) (留学生(りゅうがくせい)含(ふく)む) のボランティアの方々(かたがた)の支援(しえん)により作成(さくせい)されています。  
 大阪府(おおさか)教育(きょういく)庁(ちょう)市(し)町(ちょう)村(むら)教育(きょういく)室(しつ)小(しょう)中(ちゅう)学(がく)校(がっこう)課(か) 進路(しんろ)支援(しえん)グループ 06-6941-0351(内線(ないせん)5484)

### 第3章 具体的な活動場面ごとの 感染症予防対策について

<凡例> ★★★…感染症対策を講じてもおお感染のリスクが特に高い学習活動  
★★…感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動  
★…リスクの低い活動 (※1 各段階の具体例は下部に例示)

#### 1. 各教科等について

	「★★★」の活動	「★★」の活動	「★」の活動
レベル3地域	実施しない	実施しない	十分な感染対策を行った上で実施
レベル2地域	実施について慎重に検討	可能な限り感染対策を行った上で リスクの低い活動から徐々に実施する	
レベル1地域	下表※1を参照して可能な範囲で実施する		

#### ※1 各段階の活動場面の具体例及び改善策や感染症対策について

	<★★★> 感染症対策を講じてもおお 感染リスクが特に高い学習活動	<★★> 感染症対策を講じてもおお 感染リスクが高い学習活動	改善策や感染症対策 <★> リスクが低い学習活動へ
各教科 共通	●児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等 ●近距離で一斉に大きな声で話す活動		◎一定の距離を保ち、同じ方向を向いて活動する ◎声量を落として、静かに話す(静かに聴く) ◎意見を言う際は、ハンドサインなどで静かに手を挙げる
理科	特記事項なし	●児童生徒が近距離で活動する実験や観察 ・理科室の4人1組の机で植物のつくりなどの観察をしたり、実験したりして、その場で声にだして意見交流をする活動	◎実験器具の使用前後の消毒や、実験前後の手洗いを徹底する ◎植物の観察などは、できるだけ屋外で実施する ◎教室で全員が前を向いた状況で、動画や写真などを活用して観察し、意見交流を行う
音楽	●室内で児童生徒が近距離で行う合唱や、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏		◎楽器の使用前後の消毒や、授業前後の手洗い・うがいを徹底する ◎換気を徹底した状態の広い空間で、身体的距離を確保して合唱する ◎打楽器や弦楽器などを使って、発声や呼吸を伴わない演奏やリズム学習などを行う
図工・ 美術	●児童生徒が近距離で活動する共同制作 ・同じ材料や用具を消毒しない状態で、子ども同士が頻繁に共有するような活動	●児童生徒が近距離で活動する鑑賞の活動 ・グループで1つの作品に近づいて、声を出して意見交流する活動	◎はさみやのりなどの用具は、個人のものを持参して使用する ◎作品画像をプロジェクターやモニターに拡大して映し、全員が前を向いた状態で意見交流を行う
家庭科	●家庭科室の4人～6人1組の調理台で活動する調理実習		◎用具の使用前後の消毒や、実習前後の手洗いや手指消毒を徹底する ◎役割を分担し、身体的距離をそれぞれ保ち活動する
外国語 外国語活動	●児童生徒が近距離でペアやグループとなってコミュニケーションをとる活動	●ハイタッチなどの身体的接触	◎教室内を自由に行き来してコミュニケーションをとる活動は控え、自席で立ったまま身体的な距離を確保してペアワークをする
体育	●児童生徒が密集する運動 ・サッカーやバスケットボール等の接触する可能性の高い対人プレー ・隊列を組んでのランニング ●近距離で組み合ったり接触したりする運動 ・ペア等で行う準備運動や整理運動 ・柔道の対人稽古 ・複数人で接触を伴い表現する運動		◎器具や用具の消毒や授業前後の手洗いを徹底する ◎ルールを工夫し、接触が少なくなるようにしてサッカーやバスケットボールを行う ◎ランニング時には、身体的な距離を確保する ◎掛け声や競技中の声援などの発声は可能な限り控える  体育の授業についての詳細は、資料11を参照すること ※水泳を含む

なお、支援学級等における自立活動については、教職員と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられます。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施してください。

#### 2. 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた感染症対策について

「対話的な学び」とは・・・ 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること	対話的な学びとは、学習形態を指すものではありません グループやペア活動等の話し合い活動だけではありません	→	ノートや付箋、ICT機器(タブレット)などを利用して、自分の意見を書いて伝え合うこともできます 国語の文学作品や美術の作品を鑑賞して、作者の考えを想像しながら行う「作者や作品との対話」も含まれます 前時までの学びを確認したり、振り返ることで、過去の自分と対話し、自己の考えを深めたりすることもできます
--	---	---	--

## 学校再開後における実技指導を伴う体育の授業に関する留意事項

保健体育課

※知的障がい支援学校及び、肢体不自由支援学校については、6月14日を21日に、6月15日を22日に読み替えて対応してください。

6月14日までは、本留意事項の内容を踏まえ、実技指導を伴う体育の授業を行ってください。また、6月15日以降は、段階的に通常の実技指導を行っていただいても結構ですが、本留意事項の内容を参考に可能な限り感染症対策を行ってください。

### 《指導に際して》

- 2月末より臨時休業が続き、児童生徒等は運動不足であるので、運動機会が十分に確保されるまでの間は、入念な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、ケガや疾病予防には十分に留意すること。
- 各学校においては、感染症対策の徹底が必要であるため、本留意事項の内容を学校内で共有するとともに、児童生徒等や保護者の理解を図ったうえで授業を行うこと。
- 年間指導計画の作成にあたっては、児童生徒等が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面（下記参照）が多い運動を6月14日まで実施せず、他の運動や体育理論等の座学を優先するなど工夫を行うこと。

#### 《身体接触や人と人が接近するような運動の例》

- ・サッカーやバスケットボール等の接触する可能性の高い対人プレー
- ・柔道の対人稽古（※） ・ラグビーのスクラムやモール練習（※） など

（※）については、15日以降も可能な限りの感染症対策を検討したうえで実施してください。

- 児童生徒等に対して、授業中や運動中であっても体調に不調を感じた場合は無理をせず直ぐに活動をやめさせるとともに、担当教員や周囲の人に伝えるよう指導しておくこと。
- 長期にわたる臨時休業の影響（運動不足、不規則な生活など）や暑さに不慣れなことなどを考慮し、気温の高くない時期であっても熱中症には十分注意すること。なお、活動の際にはWBGT計を活用するなど「熱中症予防のための運動指針」に則り適切に対応すること。

- 児童生徒等の健康診断は、教育活動全般（体育的行事等）に関わるものであることから、可能な限りすみやかに実施されることが望まれるが、実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって健康診断が実施できない期間については、以下の①～④を実施し、児童生徒等の健康状態の把握に一層努めること。
  - ① 保護者等が記入する保健調査票（心臓疾患に関わる内容等）を丁寧に確認する。
  - ② 学校における日常的な健康観察等を実施する。
  - ③ ①、②の内容から、学校医・学校歯科医と連携し健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し適切に支援する。
  - ④ ①、②の内容や、学校医・学校歯科医による健康相談の結果等を、教職員で共有し共通理解を図る。
  
- 定期健康診断（心臓検診や内科検診など）に未実施項目がある状況でも、保護者等が記入する保健調査票の確認や学校医・学校歯科医との連携などで健康上の問題がある場合を除き、各学校の判断により実技を伴う体育の授業を実施することができる。その際は、1時間の授業の中で段階的に運動量を増やすなど、運動による急激な負荷がかからない配慮を行いつつ、児童生徒等の観察を入念に行うこと。

#### 《授業環境、用具について》

- 体育館・柔道場等の活動場所は、たとえ、広く天井の高い場所でも密閉空間とならないように、2方向以上の窓等を同時に開けるなど、換気を励行すること。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。また、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導すること。

#### 《更衣場所について》

- 児童生徒等が密集することのないよう、更衣場所を複数準備する、時間をずらす、時間を区切るなどして、十分な距離を保てるスペースを確保すること。
- 児童生徒等に対して、不必要な会話や発声をせず短時間で更衣するよう指導するとともに、更衣場所の使用前後に各5分程度の換気を行うこと。また、1つの更衣場所を複数の講座で使用する場合、講座が入れ替わる毎に換気を行うこと（通気の悪い施設では、扇風機等を利用し、空気の入替えを促すこと）。この場合、防犯上の観点から更衣場所を施錠する時は、窓を開けて換気を行う必要はないが、換気扇が設置されている場合には常時使用すること。
- 児童生徒等に対し更衣場所利用の前後に手洗いをするよう指導すること。併せて、ドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒等が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。

## 《実技を伴う授業での配慮》

- 児童生徒等のマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるため、以下の事項を十分に踏まえた対策を講じること。
  - ・授業のためにマスクを外している間、児童生徒等間の距離を2m以上確保するとともに、ランニングなどを縦列で行う場合は前走者の呼気をあびることが考えられるので、更に長い距離を確保すること。また、児童生徒等が教え合う場面では、児童生徒等に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、マスクの適切な取扱い方法や体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。
  - ・軽度な運動を行う場合や児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。また、マスクの着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒等の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、活動を中止し必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒等との距離を2m以上確保して休憩するよう指導すること。
  - ・熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避け、換気や消毒など感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
  - ・毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒等の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒等の体育の授業への参加は見合わせる。また、授業を見学する児童生徒等については、マスクを着用させるとともに、児童生徒等間の距離を1～2m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、見学する児童生徒等が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒等との距離を2m以上確保するよう指導すること。
  - ・教員は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、呼吸が苦しいなどの自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒等への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒等との距離を2m以上を確保すること。(聴覚に障がいがある児童生徒等へは、個々に応じた対応を行うこと)
  - ・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等がある児童生徒等の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を抑えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒等や保護者の意向を尊重すること。また、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒等や教職員の生活圏(通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等)におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。

## 「水泳の授業について」

- 学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合において、水中感染のリスクは低く授業の実施は可能とされているが、実施にあたっては「3密」の場面を避けるなど、十分な対策を講じること。
- 各校の状況に応じて、下記のような工夫を講じても、「3密」を避けることが出来ない場合は、今年度についての水泳授業の実施を控えること。（小学校の「水泳運動系」、中学校1・2年生の「水泳」の取扱いについても同様）

### 「3密を避ける工夫例」

- ・ プールサイド、プール内ともに児童生徒等の「動線を一方通行にする」「間隔を十分にあける」こと
- ・ スタートの間隔に余裕を持ち児童生徒等間の接近を回避する
- ・ プールから上がる場所を指定し、ラダー周辺に児童生徒等が集まらないようにする
- ・ 泳順を待つ際にも児童生徒等間の間隔が保たれるようにする
- ・ バディシステムについては直接の接触を避け、目視や拳手など別の方法で対応する など

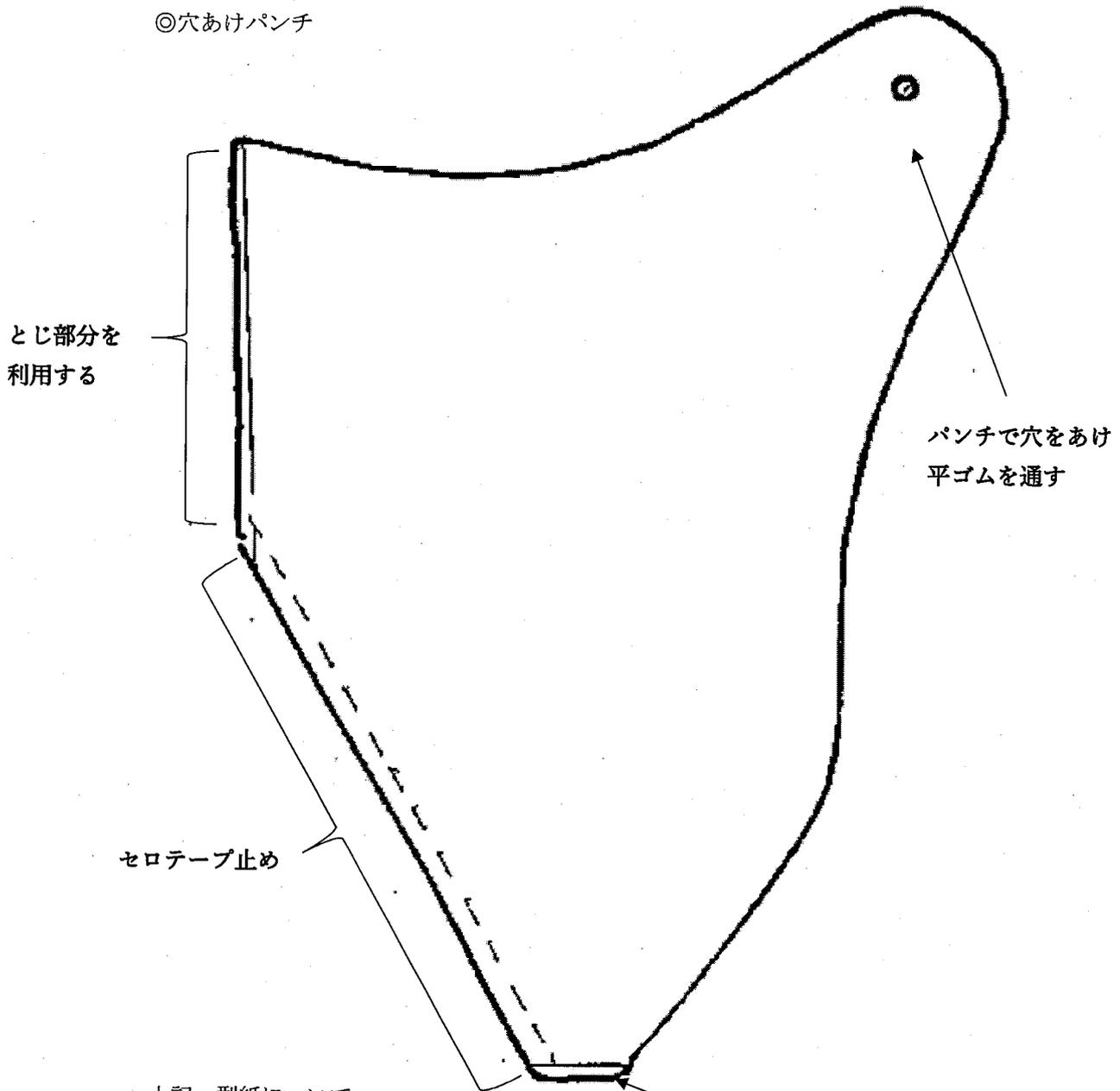
- 学校プールについては、学校環境衛生基準に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーの水栓など児童生徒等が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。
- 児童生徒等に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一齐に大人数の児童生徒等が入らないようにすること。また、6月14日まではプール内だけでなくプールサイドでも児童生徒等の間隔は2m以上を保つことができるよう、複数の講座による合同授業はなるべく避けること。
- 児童生徒等が手をつないだり、体を支えるなど、児童生徒等が密接する活動は避けること。ビート板などの用具を使用する場合は、児童生徒等間での用具の使い回しは避けるとともに、使用後に消毒を行うこと。
- 児童生徒等によるプールサイドでの人数確認は、互いに手をつないだり、密着して座ることはせず、2m以上の身体的距離を確保しつつ同時に拳手してお互いを確認するとともに、教員による名簿を用いた点呼を併用するなどの工夫をすること。
- 児童生徒等が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。
- 教員が児童生徒等の介助等で入水する際は、別添資料を参考に水泳指導用マスクを利用するなどの対策を講じること。

- 幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記の内容を十分に踏まえた対策を講じること。なお、幼児期の特性から、必ずしも幼児が上記の内容に基づく対応を直ちに実施できない場合もあると考えられるが、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

## 水泳指導用マスクの作り方

### 準備物

- ◎軟質クリアケース（100均等で購入可）
- ◎平ゴム1本（100均等で購入可）60cm程度  
※顔に合わせて長さ調節してください。
- ◎セロテープ
- ◎穴あけパンチ



上記、型紙について

- ①とじ部分は、クリアケースのとじ部分を利用する
- ②セロテープ止めと記載部分をテープ止めする
- ③穴あけパンチで穴をあける
- ④穴の部分に平ゴムを通し、顔に合わせて長さを調整する

## 第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

## 4. 図書館について～感染拡大を防ぐ対応を図った上で、貸出機能は維持します。

小中学校課

## (1) 各段階の図書館活動について

	図書館での授業	読み聞かせ活動	閲覧・貸出活動
レベル3地域	実施について慎重に検討	実施について慎重に検討	下記対策を十分に行い実施
レベル2地域	下記対策を十分に行い、 クラスを分散して実施	下記対策を十分に行い、 小規模で実施	可能な限り下記対策を行い実施
レベル1地域	可能な限り下記対策を行った上で実施		

## (2) 図書館活動における感染症対策の具体例について

参考 5月14日 公益社団法人日本図書館協会作成「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

3 つ の 「 密 」 ・ 密 集 ・ 密 接 ・ 防 止 す る た め の 措 置	児 童 ・ 生 徒 に 対 し て		
	接 触 ・ 飛 沫 感 染 を 防 止 す る た め の 措 置	職員による指導・巡回体制の確立	
		・複数の担当教員で巡回指導や入口整理等を行う（職員体制を整えて開館する） ・読み聞かせの際は下記「館内での対応」に留意し「密」を避ける	
		館内での対応	
		・咳エチケット、マスク着用、入退室時の手洗い・手指の消毒を徹底する ・室内で子ども同士の距離を1～2mあける ・会話はできるだけしない ・児童生徒当番による貸し出し等は行わない	
		入場者制限の実施	
		・入館可能人数を設定する→超えた際には入り口前で待つ、次の機会にして帰すなど事前に想定する ・入館可能時間を学年や学級等ごとに分散する ・集団での来館を控える	
		授業で利用する際の対応	
		・前半と後半で入れ替えるなど、入場者数の制限をおこなう ・上記「館内での対応」を守る指導を行う	
		図 書 館 設 備 に 対 し て	
		館内環境の整備	
	・閲覧スペースの椅子の数を減らして間隔をあける ・対面での会話ができない椅子の配置（互い違い等）を工夫する ・消毒液を常設する		
	貸出カウンターの工夫		
	・順番待ちでは、フロアマーカの設置など、1～2m間隔をあけて整列する		
	接触感染の防止		
	・他者と共有する物品、ドアノブなど手が触れる場所を確認し、消毒を行う （※高頻度接触部位として他に書架・カウンター・テーブル・椅子・電気スイッチ・PCのキーボード・マウス・手すり・蛇口などが考えられる。） ・清掃・ごみの廃棄の際はマスク・手袋着用を徹底する		
	閲覧・貸出等を行った本の対応		
	・書架等で閲覧した本を、棚には戻さず返却台に置く		
	密閉空間とならないために		
・換気を徹底する～気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開ける			

### (3) 学校再開後の図書館開館に向けた準備

1、従前の図書館仕様のルールを前項の表を参考に見直し「学校図書館の新しいルール」を作成します。

- ・図書館司書等学校図書館に関わる専門家が在籍する場合は、適宜連携のうえ作成します。
- ・前項の表は、ガイドラインからの抜粋です。各学校の状況に応じて内容の精査が必要となることが考えられます。

2、職員で周知、確認し、学校体制を整えます。

3、施設・設備面での準備を整えます。

4、児童生徒にルールを周知し、徹底に努めます。

## ◇ 学校再開に向けた、児童生徒等定期健康診断実施にあたっての留意点 ◇

◆ 全般における留意点

- 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員の、事前の手洗いや咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けたり、開始時間をずらすなどの工夫を行う。
- 密集を避けるため、健診会場や更衣場所等に一度に多くの人数を入れないよう、最小限の人数に制限する。
  - ・ 体育館等を会場とする場合は、児童生徒等が適切な距離を保てる人数とすること。
  - ・ 児童生徒等を整列させる際等、1～2mの間隔をあけること。
- 会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底させる。
- 健診会場や更衣場所等の、適切に換気を行う。
  - ・ 2方向のそれぞれ1つ以上の窓又はドアを開け常時の換気を行うこと。
  - ・ 常時の換気が困難な場合、30分に1回（5分程度）、2方向のそれぞれ1つ以上の窓又はドアを開けて換気を行うこと。
  - ・ 体育館等の広い空間であっても上記同様に換気を行うこと。
  - ・ 換気をする際、プライバシーが守られるように十分に配慮を行うこと。
- 検診器具の消毒（又は滅菌）を行う。
  - ・ 特に、児童生徒等の顔や口、眼、手に直接触れるものについては徹底して行うこと。
  - ・ 器具を準備する際には、マスク等（鼻や口を覆うもの）を着用し、事前に手洗い又は手指消毒を行うこと。なお、使用後の器具（歯鏡等）を滅菌・消毒する際には手袋を着用し、作業後に手洗い又は手指消毒を行うこと。
  - ・ 遮眼子の代用として、ティッシュや個人持ちのハンカチ等を活用するなど工夫して実施することも可能。その際には、眼球を圧迫しないで確実に覆うよう指導するなど、検査結果に影響が出ないようにすること。
- 医師が行う健康診断については、その実施体制や日程等について、学校医・学校歯科医と事前に十分な打ち合わせを行うこと。
- 学校医及び学校歯科医による総合評価について
  - ・ 学校保健安全法施行規則第7条第8項において、「身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エックス線検査、尿の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び第11条の保健調査を活用して診断に当たるものとする」とあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できていない検査項目等については、学校医又は学校歯科医に丁寧に説明を行うとともに、学校医及び学校歯科医が行う検診以降に実施した検査結果の取扱いについても、併せて打合せを行っておくこと。

## ◆ 日程の延期について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって日程を延期する場合は、6月30日を超えてもよいが、可能な限りすみやかに実施する。  
なお、延期する場合は、以下の①～④を実施し、児童生徒等の健康状態の把握に一層努めること。

- ① 保護者等が記入する保健調査票（心臓疾患に関わる内容等）を丁寧に確認する。
- ② 学校における日常的な健康観察等を実施する。
- ③ ①、②の内容から、学校医・学校歯科医と連携し健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し適切に支援する。
- ④ ①、②の内容や、学校医・学校歯科医による健康相談の結果等を、教職員で共有し共通理解を図る。

保護者のみなさまへ：以下のメッセージをお子さまに読んでいただきますようお願いいたします

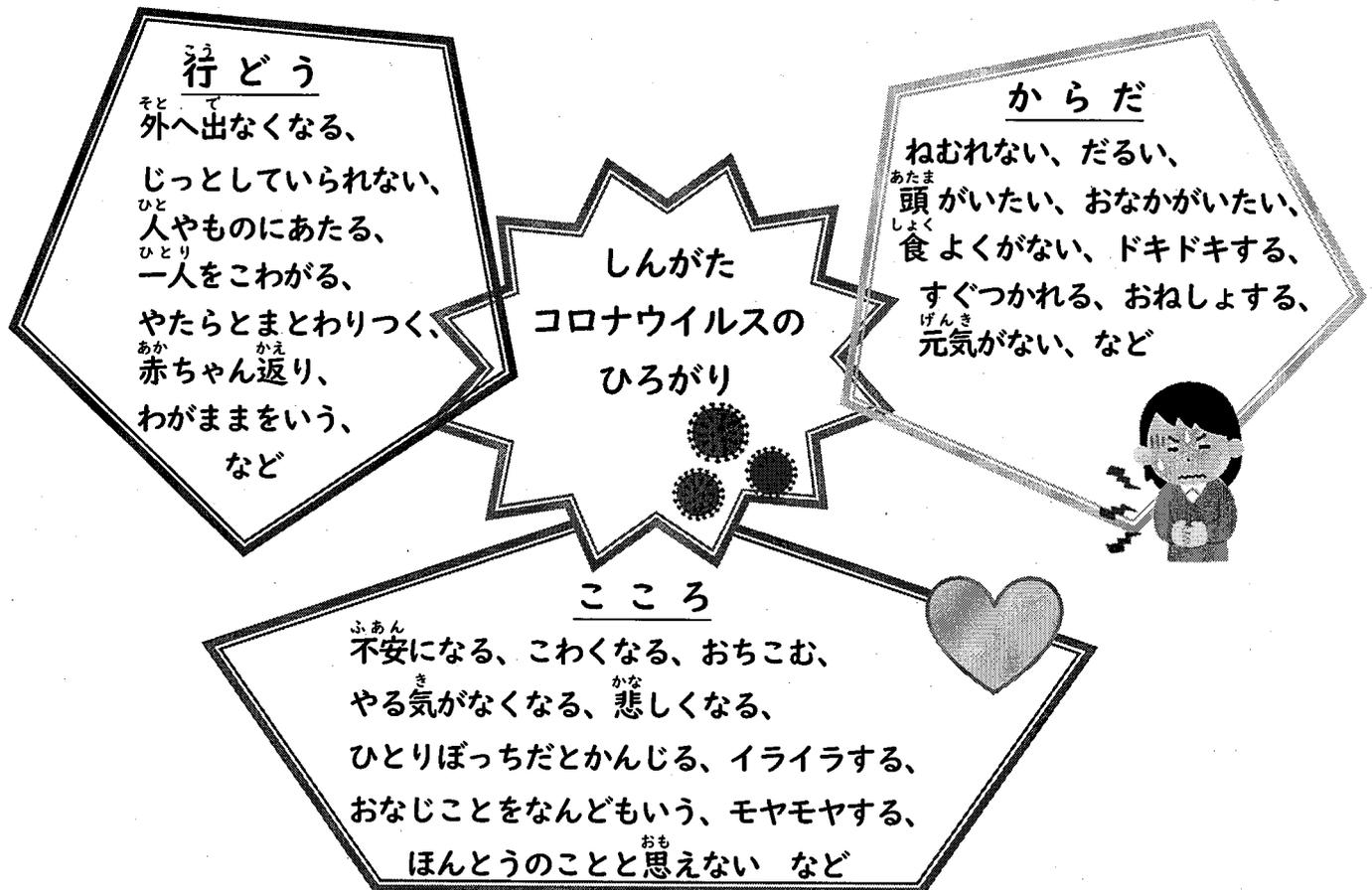
## 幼稚園、認定こども園の園児・保護者のみなさんへ

— カウンセラーからのメッセージ —

みなさん、こんにちは。

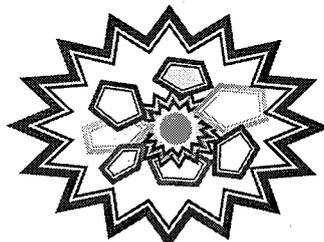
しんがたコロナウイルスのびょうきが広がって、園に行けない日が続いています。  
今まではちがう毎日に、どうしてよいかわからなかったり、こまったりしていませんか？  
こころのせんもん家といわれる私たちから、メッセージをおつたえします。  
おやかに立てばうれしいです！

今の生かつのなかで、私たちはストレス(いやな気持ち)をかんじるかもしれません。  
そのストレスは、おもに、からだ、こころ、行どうの三つにあらわれてくることがあります。



一つ一つのストレスは小さなものでも、たくさんかさなると大きなストレスになります。

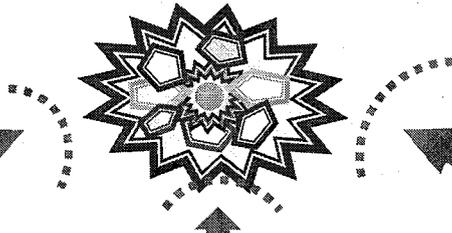
では、どうすればよいのでしょうか？



☆ウイルスたいさく

①てをあらおう ②いえですごそう

☆ストレスたいさく



生せいかつをととのえる

いつもどおりにねて、おきよう。ごはんをしっかりとべよう。からだをうごかさう。いえでたくさんあそぼう！

リラックス

しんこきゅうやストレッチ、あたたかいおちゃをのむ。ほんをよむ、えをかくなど、すきなことをしてみる。

コミュニケーション

かぞくとおしゃべりしよう。でんわで友だちとおしゃべり。困こまったことは、かぞくにきこう。先生せんせいにでんわしてきいてもいいよした（下に番ごうがあります）

ほごしや 保護者のみなさんへ

\*今まで経験けいけんしたことがないことに出であったとき、からだの調子ちょうしや気持ちきもち、行動こうどうが、いつもどおりではなくなることは自然しぜんなことです。

\*こどもが、「ウイルスごっこ」のような遊びあそびをすることがあります。こどもなりの不安ふあんな気持ちのあらわれです。強くしからず、温あたたかく見守みまもってください。

こどもなりに  
がんばっている

親おやもストレスかんを感じるよ

大人おとなもストレスたいさく対策たいさくを！

一緒いっしょに〇〇しよう

やめなさい！

一日いちにちも早く園はやでみんなとすごす日ひがくることをねがっています。

なやみや不安ふあんなことがあれば、園えんに相談そうだんしてください。

また、次つぎのように相談そうだんできる場所かつようもありますので、ぜひ活用かつようしてください。

● 幼稚園・認定こども園の電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

● 『すこやか教育相談24』 電話：0120-0-78310(無料) 24時間対応の電話相談窓口です。

● 『すこやか教育相談』大阪府教育センター

「さわやかホットライン」(保護者からの相談) 電話：06-6607-7362 Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

月曜日～金曜日 9:30～17:30 (祝日・年末年始は休みです)

Eメール相談・FAX相談(06-6607-9826)：24時間窓口設置 (但し回答は後日)

● 〇〇市町村 相談ダイヤル 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇曜日～〇曜日 00:00～00:00

(写)

事務連絡  
令和2年5月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～について

学校における新型コロナウイルス感染症対策等については、令和2年3月24日に発出した「学校再開ガイドライン」や、「教育活動の再開等に関するQ&A」などにおいて、留意事項を示してきたところです。

また、令和2年5月1日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」においては、学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会の提言を踏まえ、各設置者において可能な限り感染拡大のリスクを低減させながら教育活動を行うことに資するよう、分散登校などの学校運営上の工夫の在り方を示しました。

今後、学校の教育活動を再開していくにあたっては、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減することが必要です。このため、このたび文部科学省において、学校の衛生管理の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を作成しました。本マニュアルを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

最後に、本マニュアルは、令和2年5月時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

また、本マニュアルについては、自治体の衛生主管部局にも共有いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地

方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること  
初等中等教育局健康教育・食育課(内2918・2976)
- 身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること
  - ・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)
  - ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)
  - ・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)
- 障害のある児童生徒等に関すること  
初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)
- 教職員の勤務に関すること
  - ・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)
  - ・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)
  - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)
- 各教科の指導に関すること
  - ・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
  - ・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
  - ・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)
- 部活動に関すること  
スポーツ庁 政策課(内3777)  
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)
- 学校給食に関すること  
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)
- 学校図書館に関すること  
総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)
- 幼稚園における指導に関すること  
初等中等教育局 幼児教育課(内2376)